

宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

一部改正（案）

(改正前)	(改正後)
<p>(目的)</p> <p>第1条 宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、宮崎交通圏の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 宮崎県知事、宮崎市長、国富町長、綾町長又はそれらの指名する者(2) タクシー事業者等(3) 労働組合等(4) 地域住民の代表	<p>(目的)</p> <p>第1条 宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、宮崎交通圏の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 宮崎県知事、宮崎市長、国富町長、綾町長又はそれらの指名する者(2) タクシー事業者等(3) 労働組合等(4) 地域住民の代表

(改正前)	(改正後)
<p>(5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 宮崎労働局又は宮崎労働基準監督署</p> <p>(8) 宮崎県公安委員会</p> <p>(9) その他協議会が必要と認める者</p> <p>2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。</p> <p>3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等(事務局長)に申し出をするものとする。</p> <p>ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の20日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。</p> <p>4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>2項 ～ 11項 (略)</p>	<p>(5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 宮崎労働局又は宮崎労働基準監督署</p> <p>(8) 宮崎県公安委員会</p> <p>(9) その他協議会が必要と認める者</p> <p>2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。</p> <p>3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等(事務局長)に申し出をするものとする。</p> <p>ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。</p> <p>4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>2項 ～ 11項 (略)</p>

(改正前)	(改正後)
<p>12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。</p> <p>13項 ～ 14項 (略)</p> <p>15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。</p> <p>なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「20日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「30日前」とあるのは「10日前」とする。</p> <p>(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決</p> <p>(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決</p> <p>(以下略)</p>	<p>12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。</p> <p>13項 ～ 14項 (略)</p> <p>15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。</p> <p>なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。</p> <p>(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決</p> <p>(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決</p> <p>(以下略)</p>
	<p>附則 平成27年 月 日 一部改正</p> <p>1. 改正後の要綱は、平成27年 月 日から適用する。</p>